



## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年 8月 9日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称  
穂高都市計画下水道 穂高町公共下水道
- 2 縦覧場所  
長野県生活環境部水環境課生活排水対策室及び穂高町都市計画課

水環境課生活排水対策室

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年 8月 9日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
不法投棄防止警戒箇所監視委託
  - (2) 役務の特質  
入札説明書によります。
  - (3) 履行期間  
平成16年9月1日から平成17年1月31日までの間で、県が指定する100日間
  - (4) 業務場所  
入札説明書によります。
  - (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第

35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による認定を受けた者であること。
  - (5) 事業実施に当たり、失業者の新規雇用が図れる者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692の2  
長野県生活環境部廃棄物対策課廃棄物監視指導室  
電話 026 (235) 7203
  - 4 入札手続等
    - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
    - (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合を含みます。）  
ア 日時 平成16年8月23日 午後5時  
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692の2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)  
長野県生活環境部廃棄物対策課廃棄物監視指導室
    - (3) 開札の日時及び場所  
ア 日時 平成16年8月25日 午前10時00分  
イ 場所 長野県庁 西庁舎111号室
    - (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
    - (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
    - (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
    - (7) 契約書作成の要否  
必要です。
    - (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
  - 5 その他  
詳細は入札説明書によります。

廃棄物対策課廃棄物監視指導室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年 8 月 9 日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

飯山ショッピングタウン

飯山市大字静間字町尻1388-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

丸栄商業開発㈱

飯山市大字飯山1191

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
本久ケーヨー(株)	午前 9 時 30 分	午後 8 時
(株)エス・エス・ブイ	午前 10 時 (日曜日 午前 9 時)	
(有)角屋酒店		
(株)ブーランジュリー横浜		
田崎敏志		
(有)スワローズスポーツサプライ	午前 10 時	

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
本久ケーヨー(株)	午前 9 時 30 分	午後 8 時
(株)エス・エス・ブイ	午前 9 時	午後 11 時
(有)角屋酒店		午後 8 時
(株)ブーランジュリー横浜		午後 7 時 30 分
田崎敏志	午前 10 時	午後 8 時
(有)スワローズスポーツサプライ		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前 8 時から 午後 8 時 30 分まで	午前 8 時から 午後 11 時 30 分まで

4 変更年月日

平成16年 7 月 30 日

5 届出年月日

平成16年 7 月 20 日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課及び長野県北信地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年 8 月 9 日から平成16年12月 9 日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5 月19日付け12産振第137号)様式第 8 号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県北信地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年 8 月 9 日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 松岡店

長野市松岡 2-37-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前10時 (日曜日 午前 9 時)	午後 9 時
(株)筒井商店	午前10時	午後 8 時

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前 9 時	午後11時
(株)筒井商店	午前10時	午後 8 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変 更 前	変 更 後
1	午前 9 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで (日曜日 午前 8 時 30 分から)	午前 8 時 30 分から 午後 11 時 30 分まで
2		午前 8 時 30 分から 午後 9 時まで

4 変更年月日

平成16年 8 月 6 日

5 届出年月日

平成16年 7 月 20 日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課及び長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年 8 月 9 日から平成16年12月 9 日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5 月19日付け12産振第137号)様式第 8 号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

## 産業振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年8月9日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
上田築地ファッションモール  
上田市大字築地字堀ノ内150-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社しまむら  
埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
株式会社しまむら  
埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4  
株式会社アベイル  
埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成17年3月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,284平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 233台
  - (2) 駐輪場の収容台数 65台
  - (3) 荷さばき施設の面積 326平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 172立方メートル

## 公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり行います。

平成16年8月9日

長野県知事 田中康夫

- 1 試験の日時等  
別表のとおりとします。
- 2 試験の内容  
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条の規定による適性試験、技能試験及び知識試験とします。
- 3 試験の一部免除  
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第56条に規定するとおりとします。
- 4 受験手続等
  - (1) 提出書類  
次に掲げる書類を受けようとする狩猟免許の種類ごとに提出してください。
    - ア 狩猟免許申請書 1通
    - イ 医師の診断書 1通
 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての診断書（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合に限り。）

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	小売業者名	開店時刻	閉店時刻
1	株式会社しまむら	午前10時	午後8時
2	株式会社しまむら（パースデイ）		
3	株式会社しまむら（シャンブル）		午後9時
4	株式会社アベイル		

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

1	午前9時30分から午後8時30分まで
2	午前9時30分から午後9時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
6か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 8 届出年月日  
平成16年7月22日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課
- 10 縦覧の期間  
平成16年8月9日から平成16年12月9日まで
- 11 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 12 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業振興課

## ウ 写真 1枚

申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判（縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートル）の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの

## エ 返信用の封筒（受験票送付用） 1通

長形3号封筒に申請者の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、80円切手をはったもの

## (2) 受付期間

平成16年8月30日（月）から9月10日（金）まで（郵送による場合は、平成16年9月10日までの消印のあるものに限って受け付けます。）

## (3) 受付場所

住所地を管轄する地方事務所（市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の林務課

## (4) 受験手数料

受験手数料（5,300円。ただし、3により試験の一部免除を受ける者にあっては4,000円）は、長野県収入証紙により納付してください。（申請書の所定の欄にはり、消印はしないでください。）

## 5 その他

(1) 狩猟免許申請書の用紙は、地方事務所林務課、市役所及び町村役場で交付するほか、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp>）からダウンロードすることもできます。

(2) 別表の参集範囲以外の試験場での受験を希望する者は、受付時に申し出てください。

(3) 狩猟免許試験の受験者を対象とした初心者狩猟免許試験講習会を別日程で開催します。詳細については、最寄りの地方事務所林務課へ問い合わせてください。

(別表)

月 日	時 間	試 験 会 場	参 集 範 囲
9月26日(日)	午前8時30分 から午後5時 まで	佐久市大字跡部65-1 長野県佐久合同庁舎	上田市、小諸市、佐久市、東御市、 南佐久郡、北佐久郡及び小県郡
		飯田市追手町2-678 長野県飯田合同庁舎	飯田市及び下伊那郡
		松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎	松本市、大町市、塩尻市、木曾郡、 東筑摩郡、南安曇郡及び北安曇郡
10月5日(火)		上伊那郡辰野町大字沢底字山寺山 長野県営総合射撃場	岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、 茅野市、諏訪郡及び上伊那郡
		長野市大字南長野南県町686-1 長野県長野合同庁舎	長野市、須坂市、中野市、飯山市、 千曲市、更級郡、埴科郡、上高井郡、 下高井郡、上水内郡及び下水内郡

森林保全課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年 8月9日

長野県佐久技術専門校長 中野重則

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量  
NC旋盤1台及び付属品一式
- (2) 物品等の特質  
入札説明書によります。
- (3) 借入期間  
平成16年11月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 借入場所  
長野県佐久技術専門校
- (5) 入札方法  
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 借入物品等に関し、アフターサービス・メンテナンス(保守・管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市大字高柳346-4  
長野県佐久技術専門校  
電話 0267 (62) 0549

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成16年8月26日(木) 午後1時30分  
イ 場所 長野県佐久技術専門校 視聴覚教室
- (3) 郵送による入札の可否  
郵送による入札書は受け付けません。
- (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

要します。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は入札説明書によります。

産業活性化・雇用創出推進局